

电器电子产品有害物质限制使用管理办法(征求意见稿)

<http://zfs.miit.gov.cn/n11293472/n11294912/n11296182/16591691.html>

原文 2015.5.18	意識(要旨)	関連情報等
<p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为了控制和减少电器电子产品废弃后对环境造成的污染，促进生产、销售、进口低污染电器电子产品和资源综合利用，保护环境和人体健康，根据《中华人民共和国清洁生产促进法》、《中华人民共和国固体废物污染环境防治法》、《废弃电器电子产品回收处理管理条例》等法律、行政法规，制定本办法。</p> <p>第二条 在中华人民共和国境内生产、销售和进口电器电子产品，适用本办法。</p> <p>第三条 本办法下列术语的含义是：</p> <p>(一) 电器电子产品，是指依靠电流或电磁场工作或者以产生、传输和测量电流和电磁场为目的，额定工作电压为直流电不超过 1500 伏特、交流电不超过 1000 伏特的设备及配套产品。素的注亘久电久雄产、传输和分配的设备除外。</p> <p>(二) 电器电子产品污染，是指电器电子产品中含有的有害物质超过国家标准或行业标准，对环境、资源、人类身体健康以及生命、财产安全造成破坏、损害、浪费或其他不良影响。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 電子電気製品の廃棄後の環境汚染を抑制し削減し、低汚染電子電気製品の生産と販売を促進して、人の健康と環境保護のために、《中華人民共和国清潔生産促進法》、《中華人民共和国の廃棄物残留環境汚染対策法》、《廃電気電子製品回収処理管理条例》などの法律、行政法規を根拠として、当弁法を制定する。</p> <p>第 2 条 中華人民共和国の境界内で生産、販売、輸入する電気電子製品に当弁法を適用する。</p> <p>第 3 条 当弁法での用語の意味は下記である：</p> <p>(1) 電気電子製品：電流あるいは電磁界に依存して作動し、電流と電磁界を発生、伝送、測定することを目的にするもので、定格稼働電圧は直流 1500 ボルト、交流 1000 ボルトを超えない設備および附属品である。但し、電気エネルギーの生産、伝送と分配の設備を除く。</p> <p>(2) 電気電子製品汚染：電気電子製品に含有する有害物質が国家基準あるいは業界標準を上回るもので、環境、資源、人の健康と生命、財産に対して安全の破壊、損害、あるいはその他の悪影響を与えること。</p>	<p>前版 電子電気产品</p> <p>SJ/T11364-2014 と同じ定義</p>

<p>(三) 电器电子产品有害物质限制使用，是指为减少或消除电器电子产品污染而采取的下列措施：</p> <ol style="list-style-type: none">1. 设计、生产过程中，通过改变研究设计方案、调整工艺流程、更换使用材料等革新制造方式限制使用电器电子产品中的有害物质的技术措施；2. 设计、生产、销售以及进口过程中，标注有害物质名称及其含量，标注电器电子产品环保使用期限等措施；3. 销售过程中，严格进货渠道，拒绝销售不符合电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品；4. 禁止进口不符合电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品；5. 国家规定的其他电器电子产品有害物质限制使用的措施。 <p>(四) 电器电子产品有害物质限制使用达标管理目录(以下简称达标管理目录)，是为实施电器电子产品有害物质限制使用管理而制定的目录，包括电器电子产品类目、限制使用的有害物质种类、限制使用时间及例外要求等内容。</p> <p>(五) 有害物质，是指电器电子产品中含有的下列物质：</p> <ol style="list-style-type: none">1. 铅及其化合物；	<p>(3) 電気電子製品の有害物質の使用制限： 電気電子製品の汚染の削減、除去のためにとる下記の措置をいう</p> <ol style="list-style-type: none">1. 設計、生産の過程で、研究設計方法の変更、工程の調整、使用材料の代替、革新的な製造方法により電気電子製品に含有する有害物質の使用制限のための技術的措置；2. 設計、生産、販売、輸入の過程で、有害物質の名称と含有量の表示、電気電子製品の環境保護使用期限の表示等の措置；3.販売過程で、仕入れルートを厳格に管理し、電気電子製品の有害物質を制限する国家基準あるいは業界標準を満たさない電気電子製品の販売を拒絶する；4. 電気電子製品の有害物質を制限する国家基準あるいは電気電子製品業界標準を満たさない電気電子製の輸入を禁止する；5. 国家が規定するその他の電気電子製品の有害物質の使用制限措置 <p>(4) 電気電子機器の有害物質制限順守管理目録(以下順法管理目録と略記)； 電気電子製品の有害物質使用制限管理の実施のための目録で、電気電子製品の 카테고리、適用時期および例外要求等の内容を待つ。</p> <p>(5) 有害物質：電気・電子製品に含まれる以下の物質を指す；</p>	<p>前版：电子电气产品污染控制达标管理目录</p>
---	--	----------------------------

<p>2. 汞及其化合物； 3. 镉及其化合物； 4. 六价铬化合物； 5. 多溴联苯(PBB)； 6. 多溴二苯醚(PBDE)； 7. 国家规定的其他有害物质。</p> <p>(六) 电器电子产品环保使用期限，是指按照产品说明正常使用时，电器电子产品中含有的有害物质不会发生外泄或突变，电器电子产品用户正常使用该电器电子产品不会对环境造成严重污染或对其人身、财产造成严重损害的期限。</p> <p>第四条 工业和信息化部、发展改革委、科技部、财政部、环境保护部、商务部、海关总署、工商总局、质检总局在各自的职责范围内对电器电子产品有害物质限制使用进行管理和监督。</p> <p>第五条 工业和信息化部会同国务院有关主管部门制定有利于电器电子产品有害物质限制使用的措施，落实电器电子产品有害物质限制使用的有关规定。</p> <p>第六条 省、自治区、直辖市工业和信息化部、发展改革委、科技、财政、环保、商务、海关、工商、质检等主管部门在各自的职责范围内，对电器电子产品有害物质限制使用实施监督管理。</p>	<p>1. 鉛及びその化合物； 2. 水銀及びその化合物； 3. カドミウム及びその化合物； 4. 六価クロム化合物； 5. ポリ臭化ビフェニール(PBB)； 6. ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)； 7. 国家规定するその他の有害物質。</p> <p>(6) 電気電子製品環境保護使用期限：製品説明書に従った正常の使用で、電気電子製品に含有する有害物質の漏えいあるいは突発的変化の発生を起こさず、電気電子製品の正常の使用では、環境の深刻な汚染や人の身体、財産に重大な損傷を引き起こさない期間をいう</p> <p>第4条 工業情報化部、発展委員(会)、科学技術省、財政部、環境保護部、商務部、税関本部、商工業総局、品質検査総局は各自の職責範囲内電気電子製品の有害物質の使用制限の管理と監督を行う。</p> <p>第5条 工業情報化部は国务院の管轄部門と共同して、電気電子製品の有害物質の使用制限に役立つ施策を制定し、電気電子製品の有害物質の使用を制限する措置を実施する。</p> <p>第6条 省、自治区、直辖市工業情報化部門、发展改革委、科学技術、金融、環境保護、商業、税関、産業、商業、品質管理およびその他の管轄当局はそれぞれの責任範</p>	
---	--	--

<p>省、自治区、直辖市工业和信息化主管部门负责牵头建立省级电器电子产品有害物质限制使用工作协调机制，负责协调解决本行政区域内电器电子产品有害物质限制使用工作中的重大事项及问题。</p> <p>第七条 国家鼓励、支持电器电子产品有害物质限制使用的科学研究、技术开发和国际合作，积极推广电器电子产品有害物质替代与减量化等技术、装备。</p> <p>第八条 工业和信息化部、国务院有关主管部门对积极开发、研制符合本办法规定的电器电子产品的组织和个人，可以给予表扬或奖励。 省、自治区、直辖市工业和信息化主管部门和其他相关主管部门对在电器电子产品有害物质限制使用工作以及相关活动中做出显著成绩的组织和个人，可以给予表扬和奖励。</p> <p>第二章 电器电子产品有害物质限制使用</p> <p>第九条 电器电子产品设计者在设计电器电子产品时，不得违反强制性标准或法律、行政法规和规章规定必须执行的标准，在满足工艺要求的前提下应当按照电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准，采用无害或低害、易于降解、便于回收利用等方案。</p>	<p>圈内で、電気・電子製品の有害化学物質規制の監督管理を実施する。</p> <p>省、自治区、直辖市工業情報化主管部門は、率先して地方の電気電子製品の有害物質の使用制限に関する調整メカニズムの創立を主導する責任と行政区内での電気電子製品への有害物質の使用制限するため取組について協調と解決する責任がある。</p> <p>第 7 条 国家は電気電子製品の有害物質使用制限の科学研究、技術開発と国際協力の奨励と支援し、電気電子製品の有害物質の代替、減量化等技術と設備を積極的に推進する。</p> <p>第 8 条 工業情報化部、國務院主管部門は当弁法の規定に適合した電気電子製品を積極的に開発する組織と個人に表彰あるいは奨励を与えることができる。 省、自治区、直辖市工業情報化主管部門とその他関係当局は、電気電子製品の有害物質の使用制限作業と関連活動で著しい成績を上げた組織と個人に対して、表彰と奨励を与えることができる。</p> <p>第 2 章 電気電子製品の有害物質使用制限</p> <p>第 9 条 電気電子製品の設計者は電気電子製品を設計する時、強制性標準あるいは法律、行政法規と規則と必須実行として定められた標準に違反してはならず、電気・電子製品には、技術的な要件を満たすために、電気</p>	
--	---	--

<p>第十条 电器电子产品生产者在生产电器电子产品时，不得违反强制性标准或法律、行政法规和规章规定必须执行的标准，应当按照电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准，采用资源利用率高、易回收处理、有利于环保的材料、技术和工艺，限制或者淘汰有害物质在产品中的使用。电器电子产品生产者不得将生产的违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品擅自出厂、销售。</p> <p>第十一条 进口的电器电子产品不得违反强制性标准或法律、行政法规和规章规定必须执行的标准，应当符合电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准。 出入境检验检疫机构依法对进口的电器电子产品实施口岸验证和法定检验。海关验核出入境检验检疫机构签发的《入境货物通关单》并按规定办理通关手续。</p> <p>第十二条 电器电子产品生产者、进口者制作、使用电器电子产品包装物时，不得违反强制性标准或法律、行政法规和规章规定必须执行的标准，应当采用无害、易于降解和便于回收利用的材料，遵守包装物使用的国家标准</p>	<p>電子製品の有害物質を制限する国家基準あるいは電気電子製品業界標準に従うことを前提の下で、無害あるいは低害、分解が容易で、回収利用し易いなどの方策を採用する。</p> <p>第 10 条 電気電子製品の生産者は電気電子製品を生産する時、必須基準や法律、行政法規と規則の基準、有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準に違反してはならず、資源利用効率を高め、回収処理を容易にし、環境保護に有益な材料、技術、製造工程を採用し、有害物質の製品中の使用を制限するか淘汰する。電気・電子製品の生産者は有害物質制限した国家規格や業界標準に違反した電気電子製品の不正工場出荷や販売をしてはならない。</p> <p>第 11 条 輸入する電気電子製品は強制性標準あるいは法律、行政法規、必須実施標準に違反してはならず、電気電子製品の有害物質使用制限に関する国家基準や業界基準を遵守する必要がある。 出入国検査検疫機関は法律に基づいて、輸入する電気電子製品に対して税関検査、法定検査を実施する。税関は輸出入国検査検疫機関が発行した《入国貨物通関票》を照合して検証して通関手続を取り扱う。</p> <p>第 12 条 電気電子製品の生産者、輸入者は電気電子製品の包装物の作製、使用する時、強制性標準あるいは法律、行政法規、規則と必須基準に違反してはならず、</p>	
--	---	--

<p>或行业标准。</p> <p>第十三条 电器电子产品生产者、进口者应当按照电器电子产品有害物质限制使用标识的国家标准或行业标准，对其投放市场的电器电子产品中含有的有害物质进行标注，标明有害物质的名称、含量、所在部件及其产品可否回收利用，以及不当利用或者处置可能会对环境对人类健康造成影响的信息等；由于产品体积、形状、表面材质或功能的限制不能在产品上标注的，应当在产品说明中注明。</p> <p>第十四条 电器电子产品生产者、进口者应当按照电器电子产品有害物质限制使用标识的国家标准或行业标准，在其生产或进口的电器电子产品上标注环保使用期限；由于产品体积、形状、表面材质或功能的限制不能在产品上标注的，应当在产品说明中注明。</p> <p>第十五条 电器电子产品的环保使用期限由电器电子产品的生产者或进口者自行确定。相关行业组织可根据技术发展水平，制定相关电器电子产品环保使用期限的指导意见。 工业和信息化部鼓励相关行业组织将制定的电器电子产品环保使用期限的</p>	<p>無害、分解しやすく、利用材料の回収に都合がよいものを採用し、包装物に関する国家基準あるいは業界標準を順守しなくてはならない。</p> <p>第 13 条 電気電子製品の生産者、輸入者は有害物質使用制限表示に関する国家基準または業界標準に準拠して表示する必要がある、上市する電気電子製品に含有する有害物質について表記し、有害物質の名称、含有量、存在部位と回収の可否、および不適切な利用はあるいは処理による環境と人の健康に対する負の影響の恐れ情報などを明記しなくてはならない。 製品の体積、形、表面の材質あるいは機能の制限で製品の上で表示して付けることができない場合は、製品の説明中で明記しなければならない。</p> <p>第 14 条 電気電子製品の生産者、輸入者は電気電子製品の有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準により、生産、輸入電気電子製品上に、環境保護使用期限を表示しなければならない。 製品の体積、形、表面の材質あるいは機能の制限で製品の上で表示して付けることができないときは、製品の説明書の中で明記しなくてはならない。</p> <p>第 15 条 電気電子製品の環境保護使用期限は電気電子製品の生産者あるいは輸入者から自ら決定する。関連業界団体は技術の水準の向上によって、関連の電気電子製品の環境保護使用期限に関する指導意見(ガイダンス)</p>	
--	---	--

<p>指导意见报送工业和信息化部。</p> <p>第十六条 电器电子产品销售者不得销售违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品。</p> <p>第十七条 电器电子产品有害物质限制使用采取目录管理的方式。工业和信息化部发展改革委、科技部、财政部、环境保护部、商务部、海关总署、工商总局、质检总局编制、调整达标管理目录。</p> <p>第十八条 国家建立电器电子产品有害物质限制使用合格评定制度。纳入达标管理目录的电器电子产品，应当符合电器电子产品有害物质限制使用限量要求的国家标准或行业标准，按照电器电子产品有害物质限制使用合格评定制度进行管理。</p> <p>工业和信息化部根据电器电子产品有害物质限制使用工作整体安排，向国家认证认可监督主管部门提出建立电器电子产品有害物质限制使用合格评定制度的建议。国家认证认可监督主管部门依据职能会同工业和信息化部制定、发布并组织实施合格评定制度。工业和信息化部根据实际情况，会同财政部等部门对合格评定结果建立相关采信机制。</p>	<p>を制定する。工業情報化部は関係業界団体が制定する電気電子製品環境保護使用期限の指導意見を工業情報化部に報告することを推奨する。</p> <p>第 16 条 電気電子製品販売者は、電気電子製品の有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準に違反して販売してはならない。</p> <p>第 17 条 電気電子製品の有害化学物質規制は目録管理方式を取る。 工業情報化部は発展改革委員会、科学技術部、財政部、環境保護部、商務部、税関本部、商工業総局、品質検査総局と協議して編成し、順法管理目録を調整する。</p> <p>第 18 条 国は、電気電子機器有害物質制限適合性評価制度を確立する。電気電子製品の管理目録に記載された電気電子製品は有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準を遵守しなければならなく、電気電子製品有害物質使用制限合格評価制度により管理する。 工業情報化部は有害物質の電気・電子機器の制限の作業の全体的計画により、国家認証認可監督管理委員会に電気電子製品有害物質使用制限合格評価制度の設立を提案する。工業情報化部は実際の状況によって、財政部などの部門と共同で、適合性評価結果に関連する信頼性の高いメカニズムを確立する。</p>	<p>前版 电子电气产品污染控制合格评定制度</p>
---	---	--------------------------------

第十九条 工业和信息化部发展改革委、科技部、财政部、环境保护部、商务部、工商总局、质检总局，根据产业发展的实际状况，发布列入达标管理目录的电器电子产品中不得含有有害物质的实施时间。

第三章 罚 则

第二十条 违反本办法，有下列情形之一的，由商务、海关、工商、质检等部门在各自的职责范围内依法予以处罚：

- (一) 电器电子产品生产者违反本办法第十条的规定，所采用的材料、技术和工艺违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的，以及擅自将生产的违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品出厂、销售的；
- (二) 电器电子产品进口者违反本办法第十一条的规定，进口的电器电子产品违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的；
- (三) 电器电子产品生产者、进口者违反本办法第十二条的规定，制作或使用的电器电子产品包装物违反包装物使用国家标准或行业标准的；
- (四) 电器电子产品生产者、进口者违反本办法第十三条的规定，未标注电器电子产品有害物质的名称、含量、所在部件及其产品可否回收利用，以及不当利用或者处置可能会对环境和人类健康造成影响等信息的；

第 19 条 工業情報化部は発展改革委員会、科学技術部、財政部、環境保護部、商務部、商工業総局、品質検査総局と協議して、産業発展の実際的な状況によって、管理目録の電気電子製品に有害物質を入れない実施時期を公布する。

第 3 章 罰則

第 20 条 当弁法に違反して、下記の状況の中の一つが有る場合は、商務、税関、商工業、品質検査どの部門から各自の職責の範囲内で法律に基づいて処罰する：

- (1) 電気電子製品の生産者が当弁法第 10 条に違反して、利用した材料、技術が電気電子製品の有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準を満たさない場合や許可なしで有害物質の国家規格や電気の業界標準を満たさない電気・電子製品を生産販売した場合；
- (2) 電気電子製品の輸入者が当弁法の第 11 条に違反して、電気電子製品の有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準を満たさない電気電子製品を輸入した場合；
- (3) 電気電子製品の生産者、輸入者が当弁法の第 12 条に違反して、電気電子製品の包装物の国家基準あるいは業界標準を満たさない包装物を使用した場合；
- (4) 電気電子製品の生産者、輸入者が当弁法の第 13 条に違反して、電気電子製品の有害物質の名称、含有量、存在部品や製品のリサイクルの可能性、および不適切な使用や廃棄による潜在的な負の環境と人の健康への影

<p>(五) 电器电子产品生产者、进口者违反本办法第十四条的规定，未标注电器电子产品环保使用期限的；</p> <p>(六) 电器电子产品销售者违反本办法第十六条的规定，销售违反电器电子产品有害物质限制使用国家标准或行业标准的电器电子产品的；</p> <p>(七) 电器电子产品生产者、销售者和进口者违反本办法第十七条的规定，自列入达标管理目录的电器电子产品限制使用有害物质的实施之日起，生产、销售或进口有害物质含量超过电器电子产品有害物质限制使用限量的相关国家标准或行业标准的电器电子产品的。</p> <p>第二十一条 有关部门的工作人员滥用职权，徇私舞弊，纵容、包庇违反本办法规定的行为的，或者帮助违反本办法规定的当事人逃避查处的，依法给予行政处分。</p> <p>第四章 附 则</p> <p>第二十二条 任何组织和个人有权对违反本办法规定的行为向有关部门投诉、举报。</p> <p>第二十三条 本办法由工业和信息化部商发展改革委、科技部、财政部、环境保护部、商务部、海关总署、工商总局、质检总局解释。</p>	<p>響やその他の情報の表示していない場合</p> <p>(5) 電気電子製品の生産者、輸入者が当弁法の第 14 条に違反して、電気電子製品の環境保護の使用期限を表示していない場合；</p> <p>(6) 電気電子製品の販売者が当弁法の第 16 条に違反して、電気電子製品の有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準に満たない電気電子製品を販売した場合；</p> <p>(7) 電気電子製品の生産者、販売者と輸入者は当弁法の第 17 条に違反して、順法管理目録に記載された電気電子製品の有害物質使用制限日から、有害物質の使用制限に関する国家基準または業界標準に満たない電気電子製品生産、販売、輸入した場合</p> <p>第 21 条 関連部門の従業者は職権を濫用して、汚職、黙認、優遇、当弁法の違反の容認、あるいは当弁法の違反する当事者の調査・処分を逃れることを助けた者は、法律に基づいて懲戒処分を与える。</p> <p>第 4 章 付則</p> <p>第 22 条 いかなる組織と個人は当弁法の規定の違反に対して関連部門に告発や通報する権利がある。</p> <p>第 23 条の当弁法は工業情報化部と発展改革委員会、科学技術部、財政部、環境保護部、商务部、商工業総局、品質検査総局が解釈する。</p>	
---	--	--

<p>第二十四条 本办法自 年 月 日起施行。2006年2月28日公布的《电子信息产品污染控制管理办法》(原信息产业部、发展改革委、商务部、海关总署、工商总局、质检总局、原环保总局令第39号)同时废止。</p>	<p>第24条 当弁法は○年○月○日から施行する。2006年2月28日に公布の《電子情報製品汚染管理弁法》(もと情報産業部、発展改革委員会、商務部、税関本部、商工業総局、品質検査総局、もと環境保護総局令第39号させる)は同時に廃止する。</p>	
---	--	--

備考

原文

(1)現行 RoHS 規則 電子情報製品汚染抑制管理規則（令第 39 号）2006 年 2 月 28 日公布

http://www.gov.cn/flfg/2006-03/06/content_219447.htm

(2)2010 年 7 月修正案

<http://jns.miit.gov.cn/n11293472/n11295091/n11477337/13310408.html>

(3)2012 年 6 月修正案

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12845605/n13916913/n14645315.files/n14645040.doc>

(4)2015 年 5 月 18 日修正案

<http://zfs.miit.gov.cn/n11293472/n11294912/n11296182/16591691.html>

<http://zfs.miit.gov.cn/n11293472/n11294912/n11296182/n16591691.files/n16591686.doc>

気になる変更点

1.対象製品

2010 年 7 月版、2012 年 6 月版：電子電気製品

2015 年 5 月版：電器電子製品

電気と電器の違いがある

電器は家電のイメージがある

2. 設計時の順法基準

2010 年 7 月版、2012 年 6 月版：電子電気製品汚染控制国家标准或行业标准。

2015 年 5 月版：強制性标准或法律、行政法規和規章規定必須執行的标准

強制性や必須の文言が入った

3. 関連する（と思われる）主な規格・標準類

自発的認証実施規則

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11295091/n11477337/n14103133.files/n14103084.pdf>

企業適合性声明規範（案）

<http://jns.miit.gov.cn/n11293472/n11295091/n11477337/14741210.html>

GB/T 26572-2011 限度要求

GB/T 26125-2011 測定法

SJ/Z 11388-2009 環境保護使用期限

GB/T 32274-2014 管理システム

GB/T 11364-2014 表示

GB/T 18455-2010 包装材回収

GB/T 11364-2014 は当弁法の発効を待って施行見込み

GB/T 18455 は GB/T 11364-2014 の発効により GB/T 11364 の要求から削除